

●青色申告特別控除額が現行 65 万円→改正後 55 万円

基礎控除額が現行 38 万円→48 万円

65 万円青色申告特別控除を受けるための要件

時期	令和元年分確定申告まで	令和2年分確定申告から
65 万円の青色申告特別控除の要件	(1) 正規の簿記の原則で記帳 (複式簿記) (2) 申告書に貸借対照表と損益計算書などを添付 (3) 期限内申告	改正前と同じ+
		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">①e-Tax による申告 (電子申告)</div> 又は <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">②電子帳簿保存</div>

ご存じですか？

小規模企業共済は個人事業主の方のための退職金制度です。



掛金が全額所得控除になります！
 毎月の掛金は 1,000 円～70,000 円の範囲で加入でき
 500 円刻みでいつでも増減額できる共済です。

共済金額一覧表（掛金月額が 10,000 円の場合）

掛金納付年数	掛金合計額	共済金 A (A 共済事由) * 個人事業の廃止 * 個人事業主の死亡 * 会社等の解散など	共済金 B (B 共済事由) * 老齢給付 (65 歳以上 180 ヶ月以上納付) * 会社等役員の疾病・負傷・65 歳以上での退任 * 会社等役員の死亡など
5 年	600,000 円	621,400 円	614,600 円
10 年	1,200,000 円	1,290,600 円	1,260,800 円
15 年	1,800,000 円	2,011,000 円	1,940,400 円
20 年	2,400,000 円	2,786,400 円	2,658,800 円
30 年	3,600,000 円	4,348,000 円	4,211,800 円

【独立行政法人中小企業基盤整備機構】

* 共済金の額は経済情勢等が大きく変化したときには、変更されることもあります。

お問い合わせは鶴見青色申告会 電話番号:045-521-1145 総務課 担当まで